

会 議 録

| | | | | |
|-----------------------|--------------|---|------|----|
| 会 議 名 (審議会等名) | | 平成23年度 第2回 都市計画審議会 | | |
| 事 務 局 (担 当 課) | | 都市整備部 まちづくり推進室 都市計画課 | | |
| 開 催 期 日 | | 平成23年11月25日(金) | | |
| 開 催 場 所 | | 川西市役所 4階 庁議室 | | |
| 出 席 者 | 委 員 (敬称略) | 古川・北澤・古江・四谷・住田・北上・秋田・大矢根・安田・小山・金井 谷川 | | |
| | 関 係 人 | | | |
| | 事 務 局 | 竹田・廣瀬・茨木・萩倉・堀内・八尾 | | |
| 傍聴の可否 | | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 | 傍聴者数 | 8名 |
| 傍聴不可・一部不可 の場合はその理由 | | | | |
| 会 議 次 第 | | 議 題 (1) 議案第1号 川西市都市計画審議会委員の変更に伴う副会長の選出について (2) 議案第2号 阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定) (3) 議案第3号 阪神間都市計画地区計画の変更(けやき坂地区地区計画の変更) について(川西市決定) (4) そ の 他(報告事項) 川西市都市計画マスタープラン改定の検討状況について 用途地域見直しに係る権限移譲について | | |
| 会 議 結 果 | | (1) 議案第1号 原案どおり可決されました。 (2) 議案第2号 原案どおり可決されました。 (3) 議案第3号 原案どおり可決されました。 | | |

平成23年度 第2回川西市都市計画審議会 審議結果 (H23.11.25)

NO, 1

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>お待たせいたしました。 本日は公私共にお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 定刻になりましたので、ただ今から、平成23年度 第2回 川西市都市計画審議会を開催させていただきます。 開会に先立ちまして、今回、委員が交代されておりますので、ご報告をさせていただきます。 学識経験者から選出の委員1名と、市議会から、この10月27日28日に臨時議会が開かれまして、5名の委員が交代されております。それに伴いまして、副会長を務めていただいております黒田委員をはじめ、5名の委員から市長あてに辞職願の提出があり、新たに5名の委員にご就任いただいております。 それでは、古川会長からご紹介をお願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>(会長委員紹介)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、開会にあたりまして、古川会長よりご挨拶を申し上げます。 会長 よろしく願いいたします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>(会長挨拶)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>ありがとうございました。 それではここで、委員の出欠につきまして、ご報告をさせていただきます。 委員17名の内、本日ご出席いただいておりますのは、【12】名でございます。 したがいまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。 それでは、これより議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。 会長よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、本日の審議会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 さきほどご紹介しましたとおり、市議会の改選に伴い、副会長の職が空席となっておりますので、副会長を選出していただきたいと思っております。 議案第1号「川西市都市計画審議会委員の変更に伴う副会長の選出について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号につきまして、事務局より説明いたします。 (2段目の)川西市都市計画審議会条例 第5条の規定によりますと、本審議会に会長及び副会長を置き、会長・副会長は選挙により定めるとありますが、(下段の)同条例施行規則 第3条第2項では、委員の中に異議のないときは、指名推薦の方法により定めることができることとあります。この規定により、従来から副会長の選出は選挙ではなく、市議会議員から選出の委員の方より指名推薦の方法でご就任いただくのが慣例になっておりますことをご報告申し上げます。 よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>ただいま事務局より説明がありましたように、従来どおり、副会長の選出につきましては、指名推薦の方法によることとしてよろしいでしょうか。</p> |
| 委 員 | <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。ご異議がないようですので、副会長は指名推薦の方法により選出することといたします。</p> <p>それでは、どなたかご指名推薦いただく方はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>まことに、僭越ではございますが、「安田末廣委員」を推薦させていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございます。他に推薦いただく方はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(「なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、他に推薦の方がいないようですので、お諮りすることにいたします。</p> <p>議案第1号「川西市都市計画審議会委員変更に伴う副会長の選出について」は、ただいまご推薦のありました「安田末廣委員」を選出することにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。本審議会の副会長には、「安田末廣委員」が選出されました。</p> <p>それでは、「安田末廣委員」、副会長席の方へお移りいただくようお願いいたします。</p> <p>(「安田末廣委員」副会長席へ移動)</p> <p>それではここで、副会長就任の挨拶をお願いしたいと思います。</p> |
| 副 会 長 | <p>(副会長 就任あいさつ)</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、議事を進めさせていただきます。</p> <p>議案第2号「阪神間都市計画 生産緑地地区の変更について(川西市決定)」を議題といたします。</p> <p>なお、本日の議案、第2～第3号につきましては、全て10月31日付けで川西市長より付議を受けており、その写しをお手元にご用意しておりますので、恐れ入りますが、その都度ご確認をいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案について事務局、説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | (事務局 説明) |
| 議長 | 説明は終わりました。只今の説明について、ご意見ご質問をお受けいたします。 |
| 委員 | <p>生産緑地の一部廃止と3地区の廃止の説明があつたんですけど、特に川西市は市街化区域に生産緑地を指定して、所有者のご都合によって、このように生産緑地を解除されたということですが、このことが、たとえば、今回の議題のなかの地域にもありますけれど、新田とか平野とか、結局土地利用が、住宅地として開発されるようですけど、こういうような土地利用が住宅として開発されるのは良いんですけど、これまでの動向からみていきますと、住宅地として開発されたのち、このような形で小規模でありながら、新しい家が建って新しい住民が住まわれる、で、結局このような案件が、これまでも沢山出てきましたけれど、これからもさらに沢山出てくると思うんですけど、周辺の道路の交通量ということに対して、大変大きな課題となっていると思っております、たとえば新田地域あるいは鼓ヶ滝地域そして多田地域、今後想定される加茂地域において、やっぱり、身内が生産緑地を解除するというのは仕方のないことだと思うんですが、市の考えとして周辺のインフラにどのように影響が出るかということについて、よくよく考えた取り組みを進めて行かなければならないと、かねがね思っております、そのようなことに対して、どのように考えているのかということと、今後さらに生産緑地の解除というのは、相続の絡みもあって、税の減免もされているということから、なかなか後継ぎが定まらないということで、やむを得ず生産緑地を解除するという方向に動いていくとは思うんですけども、これまで川西市も緑地保全ということで、地権者の営農を進めて行くということに対して、それに期待をしてやってきたというところはあるんですけど、これからもこの流れで、地権者が亡くなられる等で生産緑地を継承できないという事情は十分分かるんですけど、市として、計画的にきちっとした対応を考えるのか、それとも考える余地はないと考えているのか、その辺の考え方をお聞きしたい。</p> |
| 事務局 | <p>まず、解除された後、宅地開発とか、スーパー、コンビニといったものが多く見受けられますが、戸建住宅一戸でも接道条件があるんですけど、500㎡以下のものでしたら、前面道路4m中心後退という建築基準法上の定めがありますので、開発地の前面に関しては解消されると思っております。そしてまた、大きな、たとえば、共同住宅とか戸数が多くなって500㎡以上になりますと、川西の開発指導要綱と都市計画法に係る開発行為等におきましては、戸数に応じまして主たる道路から6m引っぱりなさいとか、それも規模によるんですけども、それとか、6mが区域に接する道路は、それを広げなさいとか、そういった開発指導と建築指導の中で道路の改良はされますので、ある一定の効果はあると思っております。それと、委員おっしゃられた、生産緑地については、当然法の中で買取請求が死亡もしくは故障で、出てきて、買取り希望がなければ3か月後には解除されるというのが法律で定まっております、これは、三大都市圏と言いますか、特に阪神地区におきましては、同じような行政の悩みがございます、都市計画法と生産緑地法、農地法の絡み、農地法におきましては、パトロールを毎年1回実施して強化を図っており、農地を保全するという趣旨で法改正になっております。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>そして、阪神大震災からは、本来の趣旨の生産緑地の緑地保全に加え防災機能もあるということで、川西市においてもやはり、生産緑地法に乗っ取ったうえで保全すべきと思っておりますし、また、緑のマスタープランにおいても緑の一つとなっているのが、生産緑地、市街化区域内農地という風にうたわれております。それと、全国的な話の中で、国においては、社会資本整備審議会というのが立ち上がっていきまして、その中で、都市計画制度小委員会が平成21年から、開催されていきまして、今年の9月までに14回開催されております。その中には農地の保全、農業施策、今のTPPではございませんが、後継者不足とか高齢化によって、農業の維持というのは少なくなってきたんですけど、川西市においては特に農地が、小規模に点在しているというデメリットがあるということがあると思うんです。それと、市民農園とか、体験的な農園制度も試行されているところがございます。これにつきましても、相続税の納税猶予の場合、貸農園については制限があるということで、伸び悩みもありますし、川西の場合、調整区域には、矢野、西畦野に、大きな市民農園がございます。市街化区域だけの生産緑地でしたら市民の方も、ある程度高くてもお借りになると思うんですけど、市街化区域内農地でそういうことをやろうと思えば、やはり貸すのには金額的な問題も出てまいります。そういう形で、川西場合は調整区域の西畦野とかそういうところで、貸農園をやっておられるところもありますので、今後とも両方見直しながら、そしてまた、国の方でも東日本大震災で、今年13回目14回目においても、ほとんど復興、減災に対する考え方をまとめておられるので、生産緑地と、都市計画の制度に対しては、なかなか前に進んでいないという状況にはあるということをご報告させていただきまして、私の回答とさせていただきます。</p> |
| 議長 | 事務局から他に何かございませんか。 |
| 事務局 | <p>今のご質問なんですけれども、まず、道路の問題については、おっしゃられた地域地区内の交通を支えるような幹線道路が不足しているように認識しております。これは、川西市の都市整備における歴史みたいなもので、少し長くなってきますので、若干省略させていただきましたら、なかなか今、結果的に大きな流れ、特に南北交通をいかに円滑に処理するかという大きな流れの中で、東西交通が、今さっきおっしゃられた地域の大幹線に繋がるような、その東西交通が、後回しになってしまったという結果、今のような状況になってしまったと認識しています。今後そのような地区内幹線の整備もしていかなければならないのですが、何分今、川西市は他にスタミナを使わなければならないことがございまして、今すぐに着手できないという状況でございます。ただ、課長の方も説明いたしましたので、この生産緑地が、解除されたときに宅地化するというときには、一つ一つの建物が建つときには、建築基準法で、最低の道は確保できる。また、何個かまとめて立つということであれば、都市計画法の開発許可というところで、少なくともその地区内の道はできますし、ある一定どこかにアクセスする道というのは、確認したうえで許可されるという風な仕組みになってございます。</p> <p>また、後段の方のご質問なんですけれども、都市計画の生産緑地の解除は、主たる従事者の方が故障され、営農の継続が困難になった土地というところで、生産緑地法の仕組みも課長が説明いたしましたので、市の方に買取り申出が出てきて、</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>買取りをしなければ、生産緑地自体の行為制限は解除されてしまうということと、また、都市計画の中でも廃止していくということで、確かに農業施策上どうするのかという問題につきましては、沢山あるということで、私もまったく同感ですが、ここの議案としての性格というものは、そういうもんだと理解していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局から答弁いただきましたが、インフラ整備については、色々問題があるということによろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>今の環境を今の条件の中で、都計審にこういう形で上程せざるを得ない背景を分かっている聞いていますが、ただそのことがやっぱり、前段の課長からの説明の中で、たとえば、引き続いて農業が営めない場合に、その生産緑地を市として所有者と共同して農地を保全するといった取り組みを何かしましたか。要は、主たる従事者に事故があって買取りの申し出が出て、市は財政状況が悪いから買えません。はい、解除ですっていう、手続き上のことだけでは、先々のことを考えて、今のルールだけでいいんですかということ、私は問題提起しておきたいと、発言をさせていただいたので、具体的な打開策はたぶんないと思いますが、今後そういうことにもご留意いただいたうえ、ご検討いただきたいと要望させていただきます。</p> |
| 議長 | <p>他に何かございますか。</p> |
| 委員 | <p>一点、基本的なことをお聞きしたいのですが、農業従事者の方が故障ということで、営農が継続できないということで、廃止になるということですが、廃止と一部廃止というのは、どうとらえたらいいんでしょうか。その辺基本的なことを教えてほしいんですが。</p> |
| 議長 | <p>事務局答えてください。</p> |
| 事務局 | <p>生産緑地の廃止、一部廃止でどのように変わるのかというご質問でございますが、議案書の議2の5ページをご覧ください。こちら(北・中部 - 102)の生産緑地廃止の図面にして、こちらは一部廃止でございます。この赤枠で囲った部分が一団の土地の生産緑地でございます、この中の黄色の部分廃止いたしまして、緑色の部分については、今後も生産緑地として残っていく部分でございます。こちら、黄色の部分部分的に廃止するということで一部廃止と表現しております。</p> |
| 議長 | <p>そのことは分かっているんですけど。 委員おっしゃっておられるのは、なぜ廃止の理由が故障であって、できないとおっしゃっているにもかかわらず、半分だけ廃止されて、あとなぜ残っているんですか。残ったらそこ営農できるんじゃないですかというご趣旨の質問やと思うんですが、その辺を踏まえて答えてもらえますか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 今し方の議2の5ページのところもう一度説明させていただきます。たとえば、一団の土地の生産緑地でありまして、土地所有者が異なる場合とか。 |
| 議長 | 事例別に具体的に説明してください。 |
| 事務局 | 議2の5の(北・中部 - 102)のところでございます。こちらにつきましては、故障で、黄色部分をお持ちの方が廃止となっております。緑色の部分については、他の所有者が持っておられるということです。 |
| 委員 | 一団の生産緑地の中に、多数の所有者がおられるということで、理解しておきます。これで、廃止をされて、市街化区域内農地が減少していく中で、先ほど他の委員から言われていた後継者とか代わって農業をする方の募集とか、そういう形での働きかけであったりとか、その辺の動きってというのはあるんでしょうか。募集されて、継続してやられたりとか、その辺を教えてくださいたいのと、最近生産緑地も減少傾向にあるとは思いますが、実際、今とらまえられる現状、高齢化や、後継者がおられない等について、その辺の状況だけ教えてもらえるんでしょうか。 |
| 議長 | そうしたら今回の事例について、故障の状態がどうであるとか、説明してもらえますか。最初の問題については、後程お願いいたします。 |
| 事務局 | 故障なんですけれど、生産緑地の買取り申出の時に医師の診断書を添付していただいております。その診断書の中身について、我々では判断できないので、診断書の記載内容について、今後一生、営農することはできませんという医師の診断書を持って判断しております。 |
| 議長 | あと一点の、農地の減少の加減については、この審議会ではそこまで掘り下げないのでよろしくお願いいたします。 |
| 委員 | そうしたら、もう一点だけお願いいたします。 議2の5のところなんですけれど、新名神高速道路の用地がかかるところなのかなと思うんですが、いかがですか。 |
| 事務局 | はい。この箇所少し南側に通ることとなっております、ちょうど三つ又になっている鳴尾ゴルフに行く交差点あたりが、事業用地となっております、当該箇所につきましては、事業用地に当たっておりません。 |
| 議長 | 他に何かございませんか。 無いようですので、質疑を終結し、採決に移りたいと思います。 お諮りさせていただきます。議案第2号阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定)を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 |
| 委員 | (「異議なし」の声あり) |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号阪神間都市計画生産緑地地区の変更について(川西市決定)については、原案のとおり決定いたしました。つきまして、本審議会で決定いたしました当該議案は、原案のとおりとして市長に答申をさせていただきます。</p> <p>それでは、答申書の案を事務局の方からお配りいたします。</p> <p>それでは、25日付で決定した旨の答申をいたします。</p> |
| 議 長 | <p>続きまして、議案第3号阪神間都市計画地区計画の変更(けやき坂地区地区計画の変更)について(川西市決定)を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事 務 局 | <p>(事務局 説明)</p> |
| 議 長 | <p>説明は終わりました。質疑はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>以前の建築協定というのと、今回の地区計画の内容については、どの部分で同じで、どのように変わっているのでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>只今のご質問は、けやき坂の建築協定と地区計画とでは、どのように違うのかというご質問だと思います。</p> <p>基本的には建築協定の内容をほぼ地区計画に移行したものでございます。ただし、少し変えているところはございまして、たとえば、建築協定では老人ホームが建てられない状況でしたが、しかし、地元まちづくり協議会で各項目検討されて、今後の高齢化も予想されるので、地区計画では建てられるようにしようということで、変更しております。以上です。よろしく願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>他にございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>関連するかもしれませんが、皆さん方で協議された内容ですので、反対するものではないんですけど、一つご説明いただきたいのは、公共公益地区が水色で塗られていますが、その中で、幹線道路沿いにちょうど保育所とかが新設されたあたりですけど、道沿いに細長くある部分ですが、そこは何か意味があるのでしょうか。緑地として残しておくという思いもある中で、こういう風に公共公益地区として指定するというのは、将来的な含みもあってこういう風にされたのかということをご説明していただけるのでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>こちらの、南側の緑地につきましては、すべて市有地の緑地となっております。ここは、けやき坂をずっと上っていくわけですけど、横に見える貴重な緑ということで、けやき坂にとっては、春夏秋冬を感じる貴重な部分だと考えておりまして、こちらの方を除いてしまいますと、1丁目と2・3丁目に分断されるということもございましたし、繋ぎの意味もございまして、ここは、市の土地ですので特に何も建つわけではないのですが、ここは、公共公益地区に指定した方がいいだろうということで、協議の結果決定いたしました。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>特段、緑地に代わるものを、想定しているものではないということですね。わかりました。</p> |
| 議長 | <p>他にございませんか。</p> <p>特に、他に意見等はないということで、質疑は終結させていただきます。それでは、採決に入らせていただきたいと思います。</p> <p>お諮りいたします。議案第3号阪神間都市計画地区計画の変更(けやき坂地区地区計画の変更)について(川西市決定)原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(「異議なし」の声あり)</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。議案第3号につきましては、原案のとおり決定されました。つきましては、当該議案は、原案のとおりとして市長に答申をさせていただきます。</p> <p>それでは、答申書の案を事務局の方からお配りいたします。それでは、25日付で決定した旨の答申をいたします。</p> <p>議案は以上でございます。</p> <p>それでは、議題4その他、川西市都市計画マスタープラン改定の検討状況についてを事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>(事務局説明)</p> |
| 議長 | <p>説明は終わりました。只今の説明につきましてご質問等ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>市民アンケートを取られたということで、都計審に対してアンケート結果というのは出ないんですか。</p> |
| 事務局 | <p>現在、アンケート結果を単純集計をした状況でございます。まだ、クロス集計、つまり分析がほとんど済んでおりませんので、今お示しできるところまでは至っていないというのが現状で、それがお示しできない理由です。しかし、分析ができ次第、皆様にもお知らせするということですが、今はその状況にないということでご理解いただきたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>第1回の都計審で、本審議会内に専門委員会を組織し、改定素案を作るということで進んでおりまして、事務局が説明したとおり、まだ整理が出来ていないということで、2回目から新しい委員さんに来ていただいておりますので経緯はわからなかったと思いますが、とりあえずできているところまで報告しようという趣旨でございますので、ご理解願います。</p> <p>それと1点、事務局お願いしたいんですけど、現マスタープランが平成9年</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | に作られて、20年ですか？ 20年先を見据えて作られて、その経過と今回の改定の背景なんかを教えてください。 |
| 事 務 局 | 現都市景観マスタープランは、平成9年に出来てまして、概ね20年先を見て決めるものという決りはあるんですけど、20年以内に更新しなければならないという決りはなく、その辺が不透明なのですが、既に十数年経過しております。また、今回、市の総合計画が改定の時期に来ておりまして、それに合わせて作業をした方がいいということで、今作業を進めているところでございます。 |
| 議 長 | 今の作業ベースで、総合計画とリンクするということで、その辺の答弁をお願いいたします。 |
| 事 務 局 | 今回、あえてこの時期にしましたのは、総合計画と一緒に法制度上は、総合計画というのが上位計画にあって、都市計画マスタープランというのがその下位にあたるということで、マスタープランは、総合計画に即した形で定めるということになっているんですが、実際に検討することは、ほとんど同じ、総合計画はもっと幅が広いですが、少なくとも都市計画の分野については、同じようなことを検討することになりますので、もうこれは一体化して検討していこうと、いうことで作業を進めておりまして、当然相互にリンクしながら策定をしていくということにしております。 |
| 議 長 | <p>総合計画とマスタープラン併せて作業していくということ、こういうことですね。先ほど、申出がありました、アンケート結果のデータの集約につきましては、整理ができれば、できるだけ早い時期に提示いただくということによろしいでしょうか。そしたらアンケートの集約結果については、三回目の都計審と言わず、整理ができた段階で委員の皆さんにご提示いたします。</p> <p>他に何かございますか。</p> |
| 委 員 | 平成9年にできた現在のマスタープラン、一様見させていただいて、十数年が経過して、周辺的环境も変わってきたり、当初から新名神の問題もありましたけれど、でも、なんでここまで、土地利用について議論されてこなかったのかというのが、どうしても理解が出来なくて、で、一方で先ほどアンケートのところで私が質問したかったのが、アンケートの現在のマスタープランというものに対して、総括して、それを踏まえて、今後20年先の川西のまちづくりをある程度イメージしながら、設問を考えたアンケートでなかったら、実はアンケートって質問の仕方によってどないでもなると私は思っていて、そういう面で非常に進め方に違和感を持っていたんですよ。したがって、アンケートをされたのはそれでいいんですけど、現マスタープランに対して、市としてどう総括をするんやと、それに対して専門委員会で、どう揉んでもらうんやということやろうと思うんですけど、その辺がどうも唐突すぎて私自身、違和感を持っていますがどうでしょうか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>まず、庁内PTにお示ししたのは、今委員がおっしゃっている現マスタープランの課題と問題点ということとして、問題提起というのはまず現状認識というのが必要ですので、その中で次のステップへ行くという考えでございます。</p> <p>それと、アンケートの方法は、色々あると思います。私たちにすれば、都市計画的にもっと詳しい専門的な内容で聞きたい部分や地域の特色などを聞きたいのですが、3000人無作為の中で、川西市に対しどのように想っておられるか、愛されておられるか、ふるさと川西をどう想っておられるかということで、平べったいと申しますか、あまり専門的にならないように、皆さんに答えやすい内容のアンケートにいたしました。</p> <p>それと、総合計画につきましては、市民代表のワークショップ、各小学校区での地域別懇談会についても、フィードバックできたらと考えております。アンケート以外でも、このような意見、要望等の収集も致しますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>アンケートの集約は、整理でき次第提示いたしますのでよろしくお願い致します。</p> |
| 委員 | <p>今の都市計画マスタープランの体制図で質問があるのですが、都計審には、素案ができた段階でしか出てこないのか、それとも、途中経過を含めて報告があり、その中で意見等を述べさせていただけるのか、その辺の策定の進め方、都計審との関わりはどのようなのでしょうかということと、平成9年に策定された都市計画マスタープランを踏襲されて作業を進められると思うのですが、事務局側としては、同じような形で、同じようなものを作るというのが、大前提としてあるのか、その辺を聞かせていただければ、当然、審議の中では変わることもあるとは思いますが、事務局側としては、こういう形になるというような思惑で進められるのか、そういうところをお聞かせ願いたい。よろしくお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>事務局、総合計画を作られて、それに合わせて見直されるということで、その辺で大きく変わるのかどうか、大きな問題点があるのかどうかということをお答えください。</p> |
| 事務局 | <p>まず、当審議会に対する中間報告は、来年の8月を考えておりますが、これは固定されたものではございません。パブリックコメント等で市民の意見を聞く前に、お諮りしなければならないと思っております。また、議会の方にも、その時期に何らかの形で、ご説明させていただきたいと考えております。</p> <p>それと、現行マスタープランとの関係でございますが、今までの都市計画マスタープランにしる、都市施設という公園とか道路につきましては、市が市民に対して、どういうまちづくりをしますから協力してくださいというような、行政のやり方でしたけれど、今はもう地域分権で、地方自治、住民自治と言われていまして、市民のご意見を聞いた中で進めることとなっておりますし、また、こういう社会情勢、経済状況の変化の中、川西に今できること、これから先10年にできることを、20年先を見越してまず10年後、まずどうあるべきかということなん</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>で、当然、現マスタープランを踏み台にして、反省もして、次のステップということになりますと、やはり物を作るだけではなく、住民と一緒に何ができるかということ、市長も地域分権ということを申しておりますので、そういうことを総合計画に合わせて取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p> |
| 委員 | <p>都市計画審議会にどの段階で、体制図では素案提案説明という形で、都計審に出てくると書いてあるんですけど、その中間で都計審にどうな形でされるのかな、しないのかなということで、聞いているわけで、するんかどうかということ、を答えてほしいと思いますし、マスタープラン、地域分権で市民の声を聴くというのはいいんですけど、川西市として、マスタープラン、いわゆるまちの大方針をここに入れて行こうとありますから、大方針を従来の形での書き方を含めてやられるのか、そういう大方針もなしに市民から意見を聞いてやっていきますよということで済ましてしまうのか、そういうところを聞かせてほしい。</p> |
| 議長 | <p>私の方から説明させていただきたいと思います。以前は、専門委員会がありませんでしたので、市の方から直接当審議会に諮問という形で、議決が出来ました。議会と平行して、9年はさせていただいたという形です。それまでの間、行政サイドとして市民の意見を聞いたというところですけど、今回このプランニングの中で、審議会の中で専門委員会を設けて、そこで直接市民の意見を聞いていこうという形で今回は横にはずれています。ですから、アンケートなんかがありまして、先程委員がおっしゃったように、我々の方に資料が出てきますので、それを踏まえて、前段の作業の情報は、こういう形できちりと報告していただくというふうに考えています。それから、行政サイドに入りまして、そこでまとめられたものが、市長の方から諮問として都計審に上がってくる。だから、途中で審議された内容や資料についてもわかりますし、諮問されたときに案としてあがってくる。今まででしたら、諮問だけあがってくるという状況でしたので、過程なんかはわかりませんでしたけれど、今回はそういう形になっておりますので、適当な時期に適当な会議を開催させていただくということで、意見が吸収できるかなと思っておりますので、ご理解をお願いします。事務局これでよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>もう一つの質問が、答えられていません。</p> |
| 事務局 | <p>実は、第一回の検討委員会におきまして、専門委員の方からも注文がついておりまして、基本認識であるとか、取り組むべき方向とか、そういうところをご検討いただいたのですが、委員の方からは、これは、川西市のマスタープランかどうか分からないという、大変きついというか厳しい注文を付けられていまして、逆に言いますとできるだけ、これぞ川西の都市計画だというようなものをなんとか作っていきたくて、そうやって言われたからではないんですけど、そういう意気込みで、今ひもを締めなおして、取り組んでおりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>他に何かございませんか。 特にご質問等がないようでしたら、続きまして、用途地域見直しに</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 係る権限移譲について、事務局の方から報告願います。 |
| 事 務 局 | (事務局 説明) |
| 議 長 | <p>只今説明は終わりました。ちょっとややこしいようなんですが、今現在、5年おきの見直しで、既に今年の前半から、一斉用途見直しについて説明がありました。ところが、法律が変わって、その通りやると市町村におりてくるのが、来年の4月以降となります。それでは間に合わないの、というのは、阪神間都市計画決定は一本になっていますので、11月から市単位でできるということで、資料 - 4のところにございますとおり、市町村が県条例によりまして、用途については11月1日から、阪神間都市計画というグループから外れまして、皆さんバラバラで用途を決定しなさいと、平たく言いましたらそういうことです。それから、資料 - 5にあるスケジュールに合わせて作業を進めて行くということで、その件について、ご質問等ありましたら、お願いいたします。</p> |
| 委 員 | <p>流れはよくわかりますし、大きな国の権限委譲ということで、特に用途地域の規制の見直しということについて、さっきの説明では、12月13日に公告されるということで、そういうことであれば、今日の時点で素案なりなんなり考え方なんかの説明があってもいいんじゃないかと思うんですが、それはどういうお考えなのでしょう。</p> |
| 事 務 局 | <p>実は、案の公告、変更箇所を川西市素案として公告がなされるわけですが、この表の3番目のところに、川西市都市計画審議会状況報告ということで平成23年5月18日に今年度の第1回都市計画審議会が開催されておるんですけど、この時にいったん皆さんにご説明させていただいておりまして、委員が改選されており、入れ替わりになりましたので、ご説明が不足しておりますところではございますけれど、今回案の公告の前に説明をさせていただいたということになっております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>そうしたら、今回の改選で交替され新しく委員なられた方については、前回の議案書を配ってもらえますか。</p> |
| 事 務 局 | <p>了解いたしました。</p> |
| 委 員 | <p>この流れに入れようということだったと思うんですけど、中央北地区での用途の変更なるものは、この中に入っているのでしょうか。</p> |
| 事 務 局 | <p>今年の一斉見直しに、間に合えばということで、担当部局も私たちもそのつもりで進めてきましたが、仮換地指定が整っていない状況ですので、別件で上げるつもりです。それで、一斉見直しの付議につきましては、2月ごろを予定しておりまして、阪神間色々状況は違いますけれども、川西市の場合につきましては、軽微な、3件の変更となっています。よろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | よろしいですか。他に何かございますか。 |
| 委 員 | 中央北地区の用途変更については、特別に本審議会に付議されると理解していいですか。 |
| 事 務 局 | 別案件で、審議されることとなります。今は、従前の用途により制限がかかっていますので、今度は、区画整理の計画にあわせた用途となりますのでよろしくお願いたします。 |
| 議 長 | <p>よろしいですか。他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、議題4その他につきましては、これで終わらせていただきます。</p> <p>それでは、本日予定しておりました議題に関しましては、全て終了いたしました。長時間に渡り慎重にご審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、平成23年度第2回川西市都市計画審議会を終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>傍聴の皆様も、ご苦労様でした。</p> |

